

直接請求権に関する問題と傷害保険における外来性

北海道大学

山本 哲生

1 直接請求権の金額、請求権代位に関する問題

自賠責保険では、被害者が加害者の保険会社に対して支払を請求することができる、いわゆる直接請求権が認められている。この直接請求権の法的性質については議論があるが、保険金請求権を認めたものではないとするのが判例・通説である。法文上も、保険会社に対して損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる」と規定されている（自賠 16 条 1 項）。

この直接請求権は「保険金額の限度において」損害賠償額の支払を請求する権利と定められている（自賠 16 条 1 項）。「保険金額の限度において」の意味については、従来、直接請求権は損害賠償額と同額の支払を請求する権利として成立し、ただ、権利行使が保険金額の限度に制限されるという権利行使の制限として理解されているようである（①の理解）。老人保健法（現在は、高齢者の医療の確保に関する法律）に基づく社会保険者の代位が問題になった最判平成 20・2・19 民集 62 卷 2 号 534 頁と、労災保険法に基づく社会保険者の代位が問題となった最判平成 30・9・27 民集 72 卷 4 号 432 頁は、このような理解を前提としているように思われる。

これに対して、直接請求権は保険金額の範囲内で損害賠償額の支払を請求する権利として成立する、つまり、損害賠償額が保険金額を超える場合は、保険金額の支払を請求する権利として成立するという理解がありえないわけではない（②の理解）。

直接請求権については、従来から様々な点につき、多様な議論がなされてきているが、本報告では、①と②の理解に関連して、直接請求権に対する請求権代位の問題等につき、若干の検討を行う。

2 傷害保険における外来性について

傷害保険における事故の外来性については、周知の通り、外来性とは被保険者の身体内部の事情に起因しないことまで意味するのかどうかについて議論があったが、最判平成 19・7・6 民集 61 卷 5 号 1955 頁は、外来の事故とは被保険者の身体の外部からの作用による事故をいうものであり、保険金請求者は外部からの作用による事故と傷害との間に相当因果関係があることを主張、立証すれば足り、傷害が疾病を原因として生じたものではないことまで主張、立証すべき責任を負うものではないとした。この判例によれば、外来の事故とは身体内部の事情に起因しないことまで意味するものではないことになる。

平成 19 年最判の事案は、もちをのどに詰まらせて窒息し、低酸素脳症による後遺障害が

【令和元年度 日本保険学会全国大会】

シンポジウム「保険法 10 年の経験と今後の課題」

報告要旨：山本 哲生

残ったというものであり、判旨はもちをのどに詰まらせて窒息したことで外来性を認めた。この後、うつ病の薬を服用した状態で、飲酒をし、嘔吐した吐物を誤嚥して窒息し、死亡した事案において、外来性が認められるかどうかの問題となった。最判平成 25・4・16 判時 2218 号 120 頁は、次のように述べて、外来性を肯定した。「誤嚥は、嚥下した物が食道にではなく気管に入ることをいうのであり、身体の外部からの作用を当然に伴っているのであって、その作用によるものというべきであるから、本件約款にいう外来の事故に該当すると解することが相当である。この理は、誤嚥による気道閉塞を生じさせた物がもともと被保険者の胃の内容物であった吐物であるとしても、同様である。」

これらの判例については、既に多くの議論がなされている。外来性の一般論に関する平成 19 年最判については、判例を支持するものが多いように思われる。しかし、平成 19 年最判を支持する立場からしても、吐物誤嚥についての平成 25 年最判に対しては、批判が多いようである。本報告では、外来性の意義については、さしあたり平成 19 年最判の立場を前提とした上で、平成 25 年最判の当否について改めて考えてみたい。